



広報こがねい

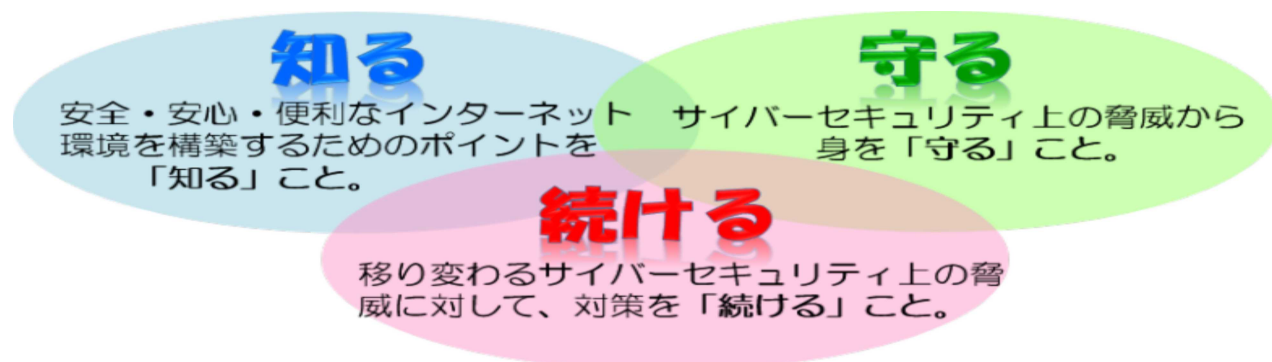
令和7年2月号
下野警察署
0285-52-0110
小金井交番
0285-44-0045

サイバーセキュリティ月間 2月1日から3月18日まで

1. サイバーセキュリティ月間とは

多くの人インターネットの恩恵を享受する一方で、不正アクセスやコンピュータウイルスによる情報流出、インターネットバンキングでの不正送金、ショッピングサイトを利用した詐欺事件など、次々と新たな手口の犯罪が生まれています。

政府では、国民一人ひとりがサイバーセキュリティへの関心を高め、必要な対策をとれるよう、「サイバーセキュリティ月間」を定めサイバーセキュリティに関する広報啓発活動を推進しています。



2. サイバーセキュリティ対策9か条

- ①OSやソフトウェアは常に最新の状態にしておこう
- ②パスワードは長く複雑にして、他と使い回さないようにしよう
- ③多要素認証を利用しよう
- ④偽メールや偽サイトに騙されないように用心しよう
- ⑤メールの添付ファイルや本文中のリンクに注意しよう
- ⑥スマホやPCの画面ロックを利用しよう
- ⑦大切な情報は失う前にバックアップ（複製）しよう
- ⑧外出先では紛失・盗難・のぞき見に注意しよう
- ⑨困った時はひとりで悩まず、まず相談しよう

